

厚木市告示第 322 号

厚木市立公民館条例施行規則（令和 6 年厚木市規則第 15 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、厚木市立睦合南公民館の開館時間を次のとおりとする。

令和 8 年 8 月 28 日

厚木市長 山 口 貴 裕

- 1 年月日及び開館時間  
令和 8 年 10 月 7 日（水曜日） 午後 1 時から午後 10 時まで
- 2 開館時間の変更理由  
トイレ修繕工事に伴い、厚木市立睦合南公民館施設内が停電となるため